

# 「戸籍謄/抄本・住民票の翻訳についての御案内」

公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)

当協会では、戸籍謄/抄本及び横浜市が発行する住民票の翻訳業務を行っています。

### 1 翻訳する文書

- (1) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)・戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)
  - (注) データ化された横書きのものに限ります。全国可。
- (2)横浜市が発行する住民票
  - (注) 個人番号(マイナンバー) の記載のないものに限ります。

### 2 翻訳する言語

英語

### 3 翻訳証明

御要望に応じ、当協会の翻訳証明をおつけします(有料)。

### 4 料金(消費稅込)

#### ■戸籍謄/抄本

- 1名記載の戸籍謄/抄本: 1通あたり3,000円
- ・複数名記載の戸籍謄/抄本(除籍者含む): 1通あたり3,500円
- ■住民票
- ・1名記載の住民票: 1通あたり3,000円・複数名記載の住民票: 1通あたり3,500円
- 口複数部を必要な場合: 戸籍/住民票どちらも追加1通あたり300円
- 口翻訳証明: 1通あたり300円

#### 5 申込み方法

- (1)原則として<u>事前に電話で御予約</u>ください。予約は当日のみ有効です。(「9問合せ先」参照) (聴覚障がいなど電話連絡が困難な方は FAX でご連絡ください)
- (2)電話で御予約後、下記必要書類等を準備のうえ、必ず当日中に当協会まで来所し、お申込みください。
  - 申込書(当協会にあります。)
  - ② 翻訳する文書の原本または写し
    - ・住所および氏名には平仮名で、カタカナ表記の氏名・地名およびマンション・アパート名には アルファベットでふりがなをつけてください。
  - ③ 翻訳代(「4料金」参照)
  - 郵送での受取を希望する場合、「レターパックライト」か「レターパックプラス」
  - レターパックライト、レターパックプラスには住所を記入ください。

### 6 受付からお渡しまで

- (1)申込書を御提出いただいた日が受付日となります。
  - 電話予約を優先いたします。事前連絡なしで御来所いただいた場合は、その日の申込みとして お受けできないこともありますので、御了承ください。
- (2)受付日により、お渡し日が決まります。別紙「受付・お渡しスケジュール」で御確認ください。 ※ただし、受付件数の上限を超えた場合は、お渡し日が翌週以降となることがあります

# 7 お渡し方法

- ・ 当協会まで御来所ください。
- 郵送も可能です(郵送先は日本国内のみ)。 ※電子データでのお渡しは行っていません。

### 8 その他

- ・翻訳証明や公証の要否などについては、御自身で書類の提出先にご確認ください。 書類の不足・相違によって支障が生じても、当協会では一切の責任を負いかねます。
- ・公証役場等への「公証」「認証」手続きの代行はいたしません。
- 作業には万全を期しておりますが、修正が生じた場合に即訂正ができない場合があります。提出先への期限の日にちに余裕を持ってお申し込みください。
- 明らかな翻訳ミスを除く訳語の修正については、有料でお受けします。
- ・翻訳した戸籍等の保管はお渡し日より半年とします。保管期間を過ぎた場合はお預かり原稿と合わせて処分しますのでご了承ください。
- 翻訳済みデータの保管は納品日より1年とします。日付も含め全て同じ場合に限り、期間内であれば追加で複部数のお渡しが可能です。(1通300円)
- ・お申込み後のキャンセルはお申込み当日中に限ります。

# 9 問合せ先

公益財団法人 横浜市国際交流協会 横浜市多文化共生総合相談センター(にほんご、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語) TELO45-222-1209 Email t-info@yoke.or.jp FAX O45-222-1187 横浜市西区みなとみらい 1-1-1 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5F

### 10 業務時間

月曜日~金曜日 10:00~17:00 (受付 16:30まで) 第2・4 土曜日 10:00~13:00 (受付 12:30まで)

### 11 個人情報の扱い

お預りする個人情報は、当協会「個人情報保護に関する基本方針」「公益財団法人横浜市国際交流協会における個人情報の取扱いについて」に従って適切に管理します。

https://www.yokeweb.com/kojinjyoho

#### 13 | 交通アクセス

